

2015年10月9日

長野県知事 阿部守一 様

長野県議会  
信州・新風・みらい  
代表 下沢順一郎

## 平成28年度予算編成と当面の課題に関する提案書

阿部知事におかれましては、県民生活向上のため日々、ご尽力を賜っておりますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を目指した新たな総合5か年計画がスタートし、2年半が経過しました。知事の力強いリーダーシップのもと、計画の着実な推進が期待されています。

そこで、平成28年度当初予算編成作業が本格化する時期を迎えるにあたり、「信州・新風・みらい」として、会派に寄せられた県民の皆様のご意見やご要望を踏まえ、予算編成と当面の県政課題等について下記のとおり提案いたします。

ご検討の上、対応されますよう申し入れます。

### 記

#### I 県政全般について（基本的な施策）

(1) 予算編成にあたっては、選択と集中により真に必要な事業に予算配分し、総合5か年計画を着実に推進するとともに、事業改善制度の成果や議会決算審査指摘事項を反映すること。

また、予算編成過程の透明化を引き続き推進するとともに、一般質問等での議員提案への対応状況や各種計画の目標と予算との関係を県民に分かりやすく示すこと。

(2) 地方交付税制度の堅持をはじめ、地方財源の確保を国に強く働きかけること。

また、消費税率8%への引き上げによる、県内経済や低所得者等への影響を把握し対策に取り組むこと。10%への引き上げについては県内経済の状況を踏まえ慎重に対応するよう国に求めること。

- (3) ワークライフバランス社会の実現は、地方創生の要というべきものであり、企業や各種団体との協働で実現を図ること。また、「社員の子育て応援宣言」による成果の検証を行うとともに、事業主が継続して取り組めるよう促進策を検討すること。  
さらに、男性育児休暇については、県職員が積極的に取得し範を示すこと。
- (4) 福祉、医療、環境、教育、遅れている基幹道路の新設・改良、道路維持修繕等の県民生活を重視した施策を柱に、産業の育成策や企業誘致等、雇用や県税収入に通じる事業に重点化した「経済対策予算」とすること。
- (5) 昨年の御嶽山噴火による災害、南木曾町の土石流災害及び神城断層地震災害からの復興に全力を尽くすこと。  
先の大震災からの復興に引き続き全力を尽くすとともに、「地域防災計画」の徹底や防災対策の推進など、県民の安心・安全な暮らしを守る取組を重視すること。  
また、原発事故を踏まえ、引き続き放射線量の測定、農畜産物の安全の確保対策をきめ細かく行うこと。
- (6) TPP交渉の大筋合意を踏まえ、県内産業や県民生活に支障がないよう対応すること。
- (7) リニア中央新幹線の建設に向けて、環境影響等への県民の不安を払拭するよう適切に対応すること。  
また、県が先頭に立って、関連道路等の整備や、リニアを活用した中南信地域の振興に積極的に取り組むこと。
- (8) 子どもを性被害等から守るための条例制定については、青少年健全育成県民運動の再構築の方向性を明示し、県民総ぐるみの取組を行うことを前提とし、示された条例モデルをたたき台として、県民議論を尽くした上で結論を得ること。
- (9) 人口減少対策については、「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を十分な予算確保のもと着実に推進するとともに、子育て支援及び若年者の雇用確保対策に早急に着手すること。
- (10) 「パーソナル・サポート・モデル事業」について、平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業に移行しているが、国に対して十分な財政措置を強く求めるとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、任意事業に積極的に取り組むとともに、寄添い型支援に必要な人材の育成、NPO等との連携あるいは市事業との連携強化のための予算措置を講じること。また、相談支援については、積極的にアウトリーチを行うこと。
- (11) 国の社会保障制度改革に対して、急速に高齢化する地域の実情を踏まえ、セーフティネットが維持・拡充されるよう、必要な要請・提言を行うこと。子どもの貧困対策にも積極的に取り組むこと。
- (12) 超高齢社会における地域包括ケア体制の構築に向け、在宅医療を担う医師等医療従事者を大幅に増やす施策を実施するとともに、在宅医療実施拠点を整備すること。

- (13) 依然として厳しい経済・雇用情勢に対処するため、切れ目のない対策を行い、残り少なくなった国の緊急経済対策基金の有効活用や、必要により県単独事業等の補正予算により対応すること。労働局等と連携し、非正規労働者の正規化等に取り組むこと。
- (14) 国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、農地中間管理機構の創設、経営所得安定制度の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設といった大きな農政改革を行っている。これを踏まえ、本県においてもこれらの改革により農家所得の確保と農業経営の安定、農村コミュニティの維持発展に寄与する施策を展開すること。
- (15) 大北森林組合の補助金不正受給事案において、林務部では不正な補助金支出事業が長期にわたり続けられていたことに鑑み、法令・規則の遵守の徹底及び厳格な運用を図ること。また、林務部のみならず全庁での取組とし、コンプライアンスを徹底すること。
- (16) 「総合評価入札制度」を発展させるとともに、平均落札率の底上げを図ること。また、地域の一定の雇用レベルや下請け業者等を守るため、「契約に関する条例」を適切に運用すること。  
さらに、品質の確保と公平な競争性の確保を図りつつ、災害時の緊急出動や除雪作業で貢献している地域の建設業者のさらなる育成・支援を図ること。
- (17) 「総合教育会議」の運営にあたっては、その目的を教育関係者をはじめ県民に分かりやすく示し、幅広い議論を進め、教育県長野の復活を果たすこと。
- (18) 総合計画策定の根拠を定める条例を制定すること。
- (19) 地方分権から地方主権の時代の中で、より身近な市町村へ権限を移譲することが県民サービスの向上や市民自治確立につながることから、市町村と連携し権限移譲を積極的に進めること。同じ観点から本庁から現地機関への権限委譲を進めること。
- (20) 「ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、中長期修繕・改修計画を早期に策定するとともに、「公共施設整備基金」の設置を検討すること。  
また、県立高校など老朽化した施設の維持・修繕のための予算を大幅に確保すること。
- (21) 選挙管理委員会と連携し、選挙権年齢の18歳への引下げも踏まえて、県民とりわけ若年層の政治への関心を高め、投票率が向上するよう取り組むこと。  
また、市町村との連携により、投票しやすい環境整備に取り組み、投票率向上に努めること。
- (22) 建設業における人材不足の解消と技術の継承並びに人材の育成に向け、具体的な支援策を講じること。

## II 各部局別施策について（議会常任委員会別区分）

### 1 総務企画警察委員会

#### （総務部）

- (1) 行政改革に関する取組については、県民サービスの向上や職員の雇用に配慮しつつ推進すること。市場化テストの導入、新たな指定管理者制度の導入は行わないこと。  
また、清掃、警備、物品調達等についても、中小事業者への受注機会の確保や良い仕事をとする事業者が報われるよう、総合評価入札制度の導入に努めること。
- (2) 質の高い県民サービスを提供し続けられるよう、歳出の見直しや新たな歳入の確保策を検討し財政の健全化を図ること。
- (3) 「県民協働による事業改善制度」については、制度の目的に合致した事業選定を行い、県政への関心を高める観点から絶えず見直し、充実を図ること。
- (4) 各種審議会への女性の登用については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に定める目標を達成するために、年次計画を含め達成手段を再検討し、着実に推進すること。
- (5) 新県立大学の設立にあたっては、県立大学設立委員会において検討されているが、大学の骨格にあたる基本構想をもとに、教育課程や施設整備の在り方について十分な検討をし、大学像をより明確化するとともに、早期に県民に示すこと。  
また、県内他大学との連携に意を尽くし高等教育の充実を図ること。
- (6) 職員の年齢構成のアンバランス解消に向け、社会人枠の拡大や経験加算の実施を視野に入れた計画的な職員採用を行うとともに、福祉職等の継承が重要となる技術職の配置に配慮すること。
- (7) 現地機関の機構改革においては、災害対応や県民サービスの機能向上に軸足を置き、現場の声を聞きながら十分な検討を行うこと。また、地域振興局の設置に関しては屋上屋を重ねることがないように議論を尽くすこと。
- (8) マイナンバー制度については、年金機構の個人情報流失事案に鑑み、特定個人情報保護評価によるプライバシー侵害の未然防止を図るよう国に要請するとともに、情報管理のセキュリティー対策と取扱者の意識徹底を図ること。  
また、市町村の情報管理への支援を行うこと。
- (9) 身体障がい者や知的障がい者の雇用については、他県では県庁の文書集配業務、農業試験場等への採用、教員採用枠の設定が行われていることから、本県でも同様の取組を推進すること。

## (企画振興部)

- (1) 地域の自主的・主体的な取組を支援する「地域発 元気づくり支援金」について、制度見直しにあたっては発足時の経過や趣旨を踏まえ、市町村の意向を重視し十分な予算を確保すること。
- (2) 総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」について、数値目標の達成度などを明らかにした客観的な政策評価を行い、外部の視点を取り入れながら、PDCAサイクルを活用して着実に推進すること。
- (3) 交通基本法や「新総合交通ビジョン」に沿って、公共交通の維持・活性化に向けた県の支援策を具体化し、新年度予算に具体的な事業を計上すること。  
また、審議会や「総合交通政策局」の設置についても検討すること。
- (4) 北しなの線開業に伴いしなの鉄道の安全対策、利用者の利便性向上を図ること。
- (5) JR小海線・大糸線の活性化、JR篠ノ井線複線化、JR中央東西線の輸送力強化と高速化、JR篠ノ井線おはようライナーの始発を諏訪地方から、飯田線の利便性の向上等を関係機関に要請し、その実現に努めること。
- (6) リニア開通を見据え、県境を越えて、山梨県、岐阜県との連携を図り、商業、観光など産業振興や地域振興を図ること。
- (7) 飯田～長野間の高速バスは、県庁所在地の長野市と南信を結ぶ本県の最重要幹線と位置付け、積極的な支援策を講じること。  
また、松本～飯田間の高速バスを復活するよう働きかけること。
- (8) 生活バス路線の維持確保のため、公共交通活性化協議会等で具体的な利用促進策を検討し「長野県公共交通活性化指針」を策定すること。  
また、「地球温暖化対策条例」を制定した本県として、公共交通機関の果たす役割を再認識し、マイカーから公共交通機関利用への具体的数値目標を示し、ノーマイカーウィークをさらに積極的に推進すること。
- (9) 規制緩和等によりタクシー業界では過当競争が強いられ、低賃金構造を生み出しているので、デマンドタクシーや観光及び福祉分野のタクシー利用を推進すること。
- (10) 松本空港の活性化については、利便性の高い離発着時間の設定に取り組むとともに、誘客促進策を積極的に推進すること。  
また、新しいアプローチシステムの導入に取り組み、チャーター便や国際定期便の誘致活動を行うこと。
- (11) 携帯電話や地上デジタル放送等の不感地域や難視地域を解消するため、引き続き積極的に対応すること。

- (12) 過疎地域自立促進方針に基づき、市町村と連携を図りながら過疎地域における個性豊かな自立した地域づくりを支援すること。
- (13) 特区の活用で、公共施設を活用した民間使用も可能にする山間地域・中山間地域における地域拠点の設置を図ること。  
また、高齢者など買い物弱者対策に努めること。
- (14) 製造業の海外シフトや県内産業の空洞化の状況を踏まえ、県民が将来に展望を持てる産業構造基盤を確立するため、福祉・環境・医療・教育・農林業・慣行等に重点を置いた施策の推進を行うこと。
- (15) 「長野県移住・交流戦略」に基づき、東京事務所・名古屋事務所・大阪事務所を充実すること。移住・交流課と各地の移住・交流センター、東京のふるさと回帰センターとの相互の連携を強め、田舎暮らし「楽園信州」事業を推進し、移住・交流の促進を図ること。

## **(警察本部)**

- (1) 「総合5か年計画」に掲げた「犯罪（刑法犯）の発生件数15,000件未満」「重要犯罪検挙率70%」「交通事故死傷者数10,000人以下」の目標を引き続き「長野県警察運営の重点対策」とし、目標達成するよう強力に取り組むこと。
- (2) 県内の山岳遭難は、毎年増加傾向にあり山岳県長野のあり方が問われている。近年の登山者の質や量の変化に応じた指導や救急体制を充実すること。  
また、増加している外国人登山者のために、山岳情報の発信や装備品等の充実などを指導する窓口を設けること。
- (3) 一連の非違事案の発生を受けて策定された「非違事案防止のための総合対策」を着実に推進し、県民に信頼される警察組織を再構築すること。
- (4) 「特殊詐欺（サイバー犯罪・振り込め詐欺等）」の被害が甚大である現状を踏まえ、県民文化部との連携を密にし防止対策を強化するとともに、被害者に対する相談受理体制の充実と取締りの強化をすること。
- (5) 高齢者による交通事故、自転車事故が多発している現状等を踏まえ、歩車道分離式信号機やラウンドアバウト等の交通安全施設整備をさらに推進するなど、多角的な交通事故防止対策を推進すること。
- (6) 信号機の設置等「交通安全施設等整備事業」においては、交通量等の状況調査を実施し、新設又は改廃に積極的に対処すること。  
また、信号機のLED化を含めた維持管理費を増額すること。
- (7) 高齢者による交通事故が多発している現状を踏まえ、高齢者教習の充実に努め、運転免許証返納支援制度の周知を図ること。

- (8) 青少年の非行防止対策を強化するとともに、県内の青少年が健全に成長できるよう、ボランティアや関連団体と連携し、社会環境を整備することにより健全な育成活動を推進すること。
- (9) 「暴力団排除条例」や「迷惑行為防止条例」に基づき、反社会的勢力等の排除等により県民の不安感や恐怖心を払拭し、安全・安心な県民生活を確保すること。  
また、県犯罪被害者センターの県民への周知を行い、充実策を検討すること。
- (10) 県民の安全・安心に資するため、個々の警察官の職務能力の向上を図るとともに、警察官を増員し、全国でも高い人口負担率の引き下げに努めること。
- (11) 警察官の増員については、「緊急治安対策プログラム」の目標に到達していないことから、今後は退職者等、優秀なOBの登用も検討すること。
- (12) 安全・安心の拠点となる警察署や交番・駐在所の早期建替え、耐震化を推進すること。  
また、県警本部の独立庁舎化を検討すること。
- (13) 県民に求められている南信運転免許センターを早期に開設すること。
- (14) 違法ドラック対策等危険薬物防止の取組強化を図ること。

## **(会計局)**

- (1) 公金の取り扱いについては、常にチェックシステムの見直し・強化を図り、特に補助金の支出審査に関しては、執行機関による履行確認・完了検査が着実に行われるよう徹底を図ること。

## **2 県民文化健康福祉委員会**

### **(県民文化部)**

- (1) NPOの自立支援策を強力に推進するとともに、その後の雇用レベルやサービス水準についても引き続き検証し公開すること。
- (2) 同和対策については、他の人権施策と比較し後退している現状にあることから、事業を精査し十分な予算措置を講じること。
- (3) 男女共同参画の推進については、学校長・教頭や審議会委員への女性登用、育児休業が安心して取れる職場環境の整備等の重点課題について、制度を広く県民に周知するとともに、各部局との連携を高めより実効性のある取組を行うこと。

- (4) 外国籍県民へのサービスや悩み事相談等については、地域における窓口設置とネットワーク化を図ること。
- (5) 特殊詐欺や闇金融、訪問販売、消費者金融などの被害者からの相談が相当数あることから、引き続き地域での出前講座を行い、地域の絆、見守り活動でネットワークづくりを進め犯罪抵抗力をつけるよう取り組むこと。また、県警との連携の強化、消費生活センターなどの機能の充実を図ること。
- (6) 「ながの出会い応援プロジェクト事業」については、結婚相談の県内ネットワークの構築を急ぐとともに、市町村の取組等の支援を拡充し、少子化傾向の改善に加速度的に取り組むこと。
- (7) 「森のようちえん」等の自然環境を活用した「体験型自然保育（幼児教育）」については、内容の拡充強化を図り多様な幼児教育を一層推進すること。
- (8) 私立中学・高等学校教育振興費補助金の拡充と、私立高等学校授業料等軽減事業補助金の充実並びに、私立高等学校等施設高機能化整備費補助金、私立高等学校等IT教育設備整備推進事業の拡充を行うこと。また、全国でも極めて低位に留まっている私立幼稚園の補助金の増額を図ること。
- (9) 県社会福祉審議会より答申された、児童の「社会的養護のあり方」を踏まえた施策を推進すること。特に、児童家庭支援センター設置については、児童相談所の業務過密化を解消するためにもさらに拡充すること。
- (10) 深刻化する児童虐待問題に適切に対処するため、児童相談所の専門職員体制を強化し、早期発見・早期対応のため長野県子ども支援センターや、民間で知名度の高いチャイルドライン等とのネットワーク化をさらに推進すること。
- (11) 民間社会福祉施設の入所者の処遇向上及び処遇職員の勤務条件等の改善を図るため行っている「入所児童生活向上援助費」は、子供達への処遇向上のためにも大きな役割を果たしており、今後も引き続き制度を継続すること。
- (12) 母子家庭や、ひとり親家庭への支援として、働きやすい環境整備を部局の横断的に行い、一層充実すること。また、養護学校や児童養護施設等に入所している生徒の就職について、強力に支援すること。
- (13) 「文化芸術振興指針」が策定され6年半余が経過していることから、文化会館、美術館等を巡る状況や文化芸術を取り巻く環境の変化を精査する中で、関係機関等と密接に連携を図り指針の見直しを図ること。
- (14) 信濃美術館の整備を着実に推進すること。



## (健康福祉部)

### 【保健・医療関係】

- (1) 第6次保健医療計画に基づく施策を着実に推進するよう、各二次医療圏域の実情に十分配慮して必要な予算を計上すること。
- (2) 依然として深刻な医師、看護師等の確保について、引き続き予算措置を講ずるとともに、県内全域において県民に等しく標準的な医療を提供する体制の実現を図ること。
- (3) 産科不足に対処するため、産科医師確保に全力を尽くし、医療圏域内の機能分担、助産師の活用をさらに進めること。  
また、木曾・大北地域に、地域周産期母子医療センターを設置すること。
- (4) 女性医師や女性看護師の職場環境等の改善策は急務であり、保育の充実や出産・育児で職場を離れた後に復帰する際の支援策をさらに充実させること。  
また、公立・民間・個人病院を問わず、産休、病休、育児・介護休暇の取得状況と代替員の確保状況等を調査・把握し、適切な対応を行うこと。
- (5) 県立病院機構は、第2期中期計画に沿って、人材の確保をはじめさらに着実な運営が継続できるよう努めること。
- (6) 看護師確保を強力に推進すること。若年看護師の就労や未就労看護師の再就職がしやすい環境を整えるとともに、県立看護大学と民間病院との研修等の連携を推進すること。
- (7) 研修生のニーズを把握し修学資金貸与事業を周知し、ドクターバンク制度を強力に推進すること。
- (8) 「長野県がん対策推進条例」に基づき各施策を推進すること。がん診療連携拠点病院の未整備地区については、引き続き整備に向けた検討を行うこと。
- (9) 感染症予防対策は予防啓発に努め、感染のまん延を防止する体制構築を図るとともに、児童・高齢者の治療体制に万全を期すよう、各機関に協力を求めていくこと。
- (10) 県立こども病院の患者の地域移行については、各医療圏域の連携体制が整うよう協力すること。
- (11) 国民健康保険の「広域化等支援方針」の策定にあたっては、財政基盤の充実を国に強く求めること。併せて、社会保障と税の一体改革の議論の中で、医療費の国民負担について理解の得られる議論となることを国に求めること。
- (12) 県民の医療費を縮減するため、ジェネリック医薬品の普及・啓発に努めること。

- (13) 若年者の献血が減少している傾向に歯止めをかけ、拡大に向けての啓発活動に強力に取り組むこと。
- (14) 全県に亘り、搬送も含めた救急医療体制の更なる拡充を進めるとともに、3機目のドクターヘリについて、南海トラフ巨大地震に備えた配置について検討すること。
- (15) 小児特定疾患対象者が、成人しても継続して特定疾患として治療が受けられるよう国へ働きかけること。
- (16) 4疾病5事業の施策の一環として、建設国保の特定健診・特定保健指導に対する財政支援を行うこと。
- (17) 県民の健康寿命延伸を図るため、保健補導員・食生活改善推進員・栄養士等との連携を強化すること。
- (18) 幅広い歯科保健・医療の課題を解決するため、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき「口腔保健支援センター」を設置し、歯科医、歯科衛生士など歯科専門職を複数配置すること。また、青壮年期の歯科健診受診率向上のため市町村を支援すること。
- (19) 平成26年に成立した「医療介護総合確保推進法」に沿った、地域医療構想の策定の実現をしていくために、学識経験者や医療関係者、医療保険者などによる「協議の場」（地域医療構想調整会議）を設け、必要な事項についての協議を必ず行うこと。

## 【福祉関係】

- (1) 「第6期長野県高齢者プラン」に基づく計画を着実に推進する予算を計上すること。とりわけ、地域包括ケア体制を構築するための市町村への支援に積極的に取り組むこと。
- (2) 生活保護費の支給については、今まで以上に不正受給防止に留意しつつ、真に支援の必要な県民へは十分に行き届くよう配慮すること。
- (3) 「障害者優先調達推進法」や「長野県工賃向上計画」に基づき、必要な予算措置を行い、障がい者の自立を目指した就労施設等の就労の場の拡大、工賃アップのため、積極的に取り組むこと。
- (4) 福祉施設への指定管理者制度については、今後は導入しないこと。  
また、既に導入している施設についてはサービス水準の充実、雇用レベルなど、ルールづくりを行うこと。さらに、将来の県の福祉行政充実の観点から、福祉職を計画的に採用すること。
- (5) 事故や病気により重度の障がい者となり、家族が介護のために仕事をやめざるを得ない家庭を救済するため、待機者が多い身体障がい者向けの生活介護事業所等を「障害者プラン」により計画的に整備すること。

- (6) バリアフリーの街づくりのため、障がい者や高齢者、子どもなど弱者が参加・点検して施設設計や施設改良を行うなど、「長野県福祉のまちづくり条例」を早期に改正するとともに、常に点検し改善を図り、施策の具体化を図ること。
- (7) 来年4月から施行される「障害者差別解消法」に沿って、条例制定の検討も含め、県として主体的な取組を行うこと。
- (8) 身障者体育施設及びスポーツ指導員の中南信における活動拠点を整備すること。
- (9) 県内全体のリハビリ機能を強化するとともに、県立リハビリテーションセンターの改築を行うこと。
- (10) 「手話は言語である」との趣旨を含む、改正障害者基本法が制定され、その付帯決議で「国と地方公共団体は意志疎通が困難な聴覚・視覚などの障害者が手話を含む適切な言語の習得を図るため必要な施策を講じる」よう求めている。よって、手話言語条例を早急に制定すること。また、手話通訳職員の処遇改善に引続き取り組むとともに、手話の普及と、手話を学ぶ機会の確保や手話を使いやすい環境の整備を図ること。
- (11) 偽装表示等が相次ぎ食の安全・安心に対する信頼が揺らいでいることから、「食品安全・安心条例」の具体化を図ること。  
また、食品表示法成立により、今後実施される栄養表示の義務化の取扱いについては、消費者の利益と事業者の環境整備それぞれに配慮し、支援すること。

### 3 環境産業観光委員会

#### (環境部)

- (1) 「第三次地球温暖化防止県民計画」の実現に向け、各施策を着実に推進するとともに国に対し、持続可能な制度を確立するよう要請すること。
- (2) 脱原発社会に向け、持続可能で低炭素な環境エネルギー社会の創出を推進するとともに、地球温暖化防止対策(平成27年7月政府が決定した新たな削減目標2030年度に2013年度比26%削減)の施策として、太陽光発電や農業用水路を活用した小水力発電・地熱利用及びバイオマスなど、あらゆる再生可能なエネルギーの事業化を図ること。また、公共施設の屋根等を利用した再生可能エネルギーの導入を図ること。
- (3) 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」について、県民への周知を行うこと。
- (4) 「第5次水環境保全総合計画」に基づき、諏訪湖のヒシの除去をはじめ湖沼の環境基準達成、地下水の汚染対策とかん養について引き続き着実な対策を行うこと。
- (5) 生活排水の汚泥、生ごみ、紙ごみなど再生可能なエネルギーを活用した事業を推進し、

市町村と連携した取組を行うこと。併せて、下水道からリンの分離・抽出による資源化について研究を進めること。

- (6) アレチウリなどの外来植物の駆除については、地方事務所単位で計画を立て、実行すること。
- (7) 観光立県として山岳観光は重要であり、山岳観光県として誇れるよう登山道及びトイレの総点検(調査)を踏まえ、引き続き整備に努めること。
- (8) 国立公園、国定公園に囲まれた信州の豊かな自然環境を保全するため、「入山料」「協力金」などを徴収する仕組みを構築すること。
- (9) ノーマイカーウィークの実施にあたっては、企画振興部と連携し地域公共交通機関の利用促進運動を強化すること。
- (10) レジ袋削減への取組については、参加の難しいコンビニ業界へ協力を促し、エコバック携行の啓発に努めること。
- (11) 「食べ残しを減らそう県民運動」への参加企業の増加に取り組むこと。  
また、外食産業に対しては、食品残渣の減少に向けて積極的に取り組むよう働きかけること。
- (12) ライチョウなど野鳥の営巣に影響が及ばないように、ヘリコプターや飛行機などの飛行時間・コースに配慮するよう働きかけること。
- (13) 生物多様性の確保及び希少動物の保護は生態系保全に不可欠の観点であり、市町村や県民との協働のもと、施策を展開すること
- (14) 産業廃棄物処理施設の稼働に際しては、周辺住民の生活環境の保全のため今後も立ち入り調査、監視指導を徹底すること。市町村と連携し、不法投棄や野積などを防止すること。
- (15) 公共施設の照明や街路灯のLED化を推進すること。
- (16) 電力需要の平滑化を図るため、事業所並びに家庭への蓄電池の普及促進を図ること。
- (17) 「長野県水道整備基本構想」の見直しを行い、安心・安全な飲料水の確保を図ること。

## **(産業労働部)**

- (1) 総合特区制度の活用や「長野県産業イノベーション推進本部」の強化を図るとともに中小零細企業の現状と将来展望について調査し、「長野県中小企業振興条例」の趣旨を踏まえ、短期・中期・長期の経済・雇用対策の具体化を図ること。

- (2) 「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づく施策を、農業等他産業との連携を進め積極的かつ着実に推進すること。
- (3) 県内経済活性化のため、企業誘致を積極的に行うとともに、長年地域に根差して定着している企業が引き続き県内において活発な企業活動が行えるよう積極的に支援すること。
- (4) 中京、関西圏との交流・連携を図り、企業誘致、観光招致、農産物の市場販売を強化するため、名古屋事務所、大阪事務所の充実・強化を引き続き図ること。  
また、これらの取組に協力いただいている県人会との連携に努めること。
- (5) シルバー人材センターに対する県の補助金は、全国的にも低い水準となっており、地域のためのシルバー人材センターとして高齢者が心豊かに安心・安全に働けるよう国の施策を含めた検討を行い、助成や支援の拡大を図ること。
- (6) 商店街空洞化や空き店舗対策及び山間部の自動車整備事業の継承等を引き続き積極的に推進すること。
- (7) 県内企業への就職促進のため、県内企業でインターンシップを行う企業や県内大学生の海外インターンシップを実施する企業及び非正規労働者の正規化等処遇改善に取り組む「職場いきいきアドバンスカンパニー」に対して、検証・認証を行い、該当企業への減税等支援措置を検討すること。  
また、労働局や経済団体・労働組合とともに「働き方改革推進協議会」を設置し長時間労働抑制・休暇取得推進を図ること。そのため労政事務所の労働相談体制を人員と相談員の質も含め強化すること。
- (8) 身体障がい者や知的障がい者の雇用については、他県では県庁の文書集配業務、農業試験場等への採用、教員採用枠の設定が行われていることから、本県も同様に推進を図ること。  
また、障害者雇用率制度による法定雇用率 2.0%を満たすよう、積極的に指導すること。
- (9) 若年技術者及び障がいを持つ技術者の育成・技能の向上に向けて、一層の環境整備を図ること。
- (10) 事業者のニーズに即した工業技術総合センターのあり方について現地機関の見直しに合わせて検討すること。  
また、しあわせ信州食品開発センターの運営の充実を図るとともに信州大学等の大学や各研究機関と連携し、ものづくりの基盤維持と人材育成を図り、新技術の開発普及に努めること。加えてそのための助成金制度を充実させること。
- (11) 女性及び若年層の起業を支援し、産業活力を創出する施策を充実させること。

## (観光部)

- (1) 新たな「観光振興基本計画」に基づき「観光立県長野」再興のため、施策を具体化し着実に推進すること。また、観光消費額・来県者数調査等、IT活用を進め、観光統計の高度化を図ること（クロスチェック・外国人の国別等）。
- (2) 本県の資産である国立・国定・県立自然公園などを巡る観光ツアーの造成・促進や温泉めぐりや山岳、スキー、自然体験等の長期滞在型の観光ツアーの造成をNPOや自然活動団体等と連携し促進すること。また、スキー人口の拡大に向けた新しい施策に取り組むこと。  
併せて、多発している山岳遭難事故の防止と活火山に対する警戒の周知、案内表示看板等の充実に取り組むこと。
- (3) 御嶽山・浅間山の噴火により観光客が減少している木曾・佐久地域の観光復活のため、地域限定クーポンの追加発行やキャンペーンなど支援を継続・強化すること。
- (4) 山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり事業について、進めている重点支援地域が、外国人も訪れる先導的地域モデルとなるよう積極的に支援すること。
- (5) 北陸新幹線（長野経由）金沢延伸を踏まえ、観光、ビジネス、スポーツなど幅広い誘客を図るため、NHK大河ドラマ「真田丸」放送、妙高・戸隠連山国立公園、や上信越高原ほかの各国立・国定公園、飯田お練り祭り、諏訪大社御柱祭の活用や経済対策も含めた「広域観光」を推進すること。
- (6) 伝統工芸品を活かした観光振興を図ること。
- (7) 信州ワインバレー構想の着実な実現を図り、「NAGANO WINE」のブランド化に向け積極的に取り組むこと。
- (8) 「長野県移住・交流戦略」に基づき、県東京事務所・名古屋事務所・大阪事務所を充実すること。移住・交流課と各地の移住・交流センター、東京のふるさと回帰支援センターとの相互の連携を強め、田舎暮らし「楽園信州」事業を推進し、移住、交流人口の増加を促進すること。
- (9) 小中高生や団塊の世代を対象とした、信州の良さを活かした農業・林業・自然体験や民泊等をパッケージ化した企画造成を推進すること。
- (10) 信州への旅行の中で、アメニティの節減を通じて森林づくりに協力いただく「信州森林ecoコイン」事業を、一層推進すること。
- (11) 「長野県国際戦略」に基づき、訪日教育旅行の受け入れを含めインバウンドの促進を図ること。併せてWi-Fi環境の整備と外国語案内の充実を早急に図ること。  
また、松本空港の入国管理体制の整備、チャーター便の積極的な利用促進を図ること。

- (12) 関係部局と連携を密にして、信州の豊かな自然とおいしい食文化の提供、新しい商品開発に取り組むこと。
- (13) 「銀座NAGANO」の運営体制を強化し、国内外への情報発信拠点として十分活用すること。
- (14) 観光PRキャラクター「アルクマ」の知名度向上を図り、信州の宣伝効果が最大限発揮されるよう取り組むこと。  
また、信州ディステーションキャンペーンに対して事前準備を十分に行い、大きな効果が望めるよう取り組むこと。

## 4 農政林務委員会

### (農政部)

- (1) 平成25年度から実施されている「第2期長野県食と農業農村振興計画」の着実な推進を図るため、施策の展開に必要な予算を確保すること。
- (2) 深刻化する有害鳥獣・外来魚被害（カワウを含む。）に鑑み、侵入防止柵の設置及び維持管理などの具体的対策や駆除体制強化に積極的に財政出動を図るとともに、関連予算確保のための国等への働きかけを強めること。
- (3) 昨今の異常気象に鑑み、天候不良などによる生育障害など防災技術の研究及び農作物への被害対応に万全を期すとともに、これまでの想定を超える被害に対応できるよう、体制を整えること。  
また、収入保険制度の導入を含め、農業共済制度の強化、拡充を国に要請すること。  
さらに、のうさい掛金の軽減を図るとともに、のうさい対象品目以外の保険制度の研究に取り組むこと。
- (4) 農業の担い手を確保するため、農業により生計が成り立つよう、生産から販売まで網羅した新規就農者育成施策に引き続き取り組むこと。  
また、青年就農給付金の予算の確保と親元就農に対する給付要件の緩和など、支援の一層の充実を国に求めること。
- (5) 県の「里親支援制度」については、新規就農するための研修プログラムは、概ね2年となっているにもかかわらず、里親に対する支援は1年となっており、2年目についても支援対象とすること。
- (6) 農協・漁協など生産者団体との連携を強化し、県オリジナル品種の育成や「おいしい信州ふーど(風土)」の県内・外への周知などにより、県産農水産物の販路・消費の一層の拡大に取り組むこと。また、「銀座NAGANO」を活用した農産物のPRを積極的に行うこと。

- (7) 農家と2次・3次産業の様々な商工観光業者と連携した6次産業化の取組を通じて、県内農業の基盤・体制の強化を図ること。また、農家のマーケティング力の向上を図り、農産物流通の多チャンネル化を図ること。
- (8) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、食の安全と安定的な供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等が損なわれないよう、積極的に対策強化に取り組むこと。
- (9) 「園芸王国日本一」再構築のため、園芸生産に対する支援策の充実強化を国に求めるとともに、農業関係試験場や農業改良普及センターの機能強化に取り組むこと。
- (10) 地産地消と食育推進のため、学校給食の食材に地元農畜産物を積極的に提供し、児童生徒に食の大切さが実感できるよう取り組むこと。
- (11) 畜産価格安定制度の安定的な運営が可能となるよう、算定基礎の見直しを国に要請すること。また、飼料、肉牛導入素牛価格の高騰に対する対策を講じること。
- (12) 本県の農産物は高品質で国内外で評価が高いため積極的に輸出策を図ること。  
また、長野県農産物等輸出事業者協議会等において輸出販路の開拓、出荷団体の支援をして、「攻めの農業」を推進すること。
- (13) 農業振興地域における農業関連施設等の設置に関する規制緩和対策を講じること。
- (14) 用排水路等の水利施設の団体営土地改良事業に対する県費補助率を、従前行っていた10%以上に引き上げること。
- (15) 耐震調査の結果、危険性が指摘された農業用ため池については、市町村や土地改良区など関係団体と連携して早期に安全対策に取り組むこと。

## **(林務部)**

### **【川上対策】**

- (1) 災害防止、地球温暖化防止の観点から、「長野県森林づくり指針」に基づく事業が着実に推進されるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 資源としての木材を無駄なく循環活用するため、搬出のための林道や作業道等の路網整備を引き続き推進すること。
- (3) 荒廃した里山については、不在地主の森林整備への承諾などが難しくなっており、公益的機能を発揮させることや野生鳥獣被害の防止、癒しのための森林空間の提供、景観



形成や住民参加の観点からも里山整備を一層推進すること。

- (4) ゲリラ的豪雨から県土を守るため、土砂災害防止機能を高めるための森林整備はもとより、治山施設による危険箇所の整備、保安林の適正な管理などを通じ減災対策を十分に構築すること。
- (5) 松くい虫等森林病害虫による被害防止のため、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林区域の拡大などを含め市町村との協働による総合的対策と十分な予算措置を講じること。  
また、被害の激害地対策として保安林を中心に治山事業を導入し、枯損木処理に対する財政措置を講じること。
- (6) 本県の森林の特性に応じた森林整備が推進できるよう、国の補助制度を各県の実態に即した制度となるよう見直すとともに、林業の成長産業化・森林吸収源対策を充実し、「森林・林業基本計画」の着実な推進が図られるよう国に対して強く要請すること。
- (7) 森林の集約化と境界明確化事業を長期的な視点に立って引き続き支援すること。  
また、森林境界明確化のための助成制度を再構築されるよう国へ要望すること。
- (8) 県産材の確保目標達成に向けて使用しているレンタル林業機械に対する補助制度を創設すること。

### 【川下対策】

- (1) 国においては、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」を制定し、県においても同利用方針を策定していることから、積極的に公共建築物の木造・木質化を図り県産材の需要拡大に結び付けること。
- (2) 山元から流通、製材加工、設計者・工務店、エンドユーザーまでを一体とした体制を作り、スムーズに県産材の利用を推進するシステムを構築すること。
- (3) 自然素材である木材の特長を活かし、景観配慮の視点、雇用拡大、地元素材有効活用の観点から積極的に信州産木材の利活用を促進すること。  
加えて、県産材を活用し、地震に強く環境と人体にやさしい「次世代省エネ信州型住宅」の開発及び部材開発を建設部と連携し総合的産業として進め、需要拡大に積極的に取り組むこと。
- (4) 二酸化炭素削減、間伐材・低質木材の利活用などの観点から、木質バイオマスの有効活用を進めるため、木質バイオマス発電、ペレットボイラー、ペレットストーブ、薪ス

トープ設置への助成など積極的に支援すること。

なお、バイオマス推進事業については、「バイオマス総合利活用マスタープラン」を策定し、さらなる普及を図ること。

- (5) 信州F・POWERプロジェクトの推進にあたっては、県内の木材を安定的に供給するため、木材の需給調整を確実に図るとともに、木質バイオマス発電施設の整備を着実に推進すること。

### 【林務施策】

- (1) 「森林づくり県民税」については、計画した面積を着実に整備し、間伐材の利活用の確実な推進に力点を置いた取組を行うこと。

また、観光地や公共施設、市街地にベンチなどの木工品を整備する等、県民や観光客に「森林づくり県民税」の活用方法がより見えるようにPRすること。

- (2) 「森林(もり)の里親促進事業」などを通じ、下流域行政体や先進企業などに「山」や自然豊かな「木」の文化を理解し、森林整備の必要性の認識を高め整備促進に協力が得られるよう積極的に取り組むこと。

- (3) 林業労働者の就労支援に取り組み、「高性能林業機械」の導入や魅力ある職場環境整備のための施策により、林業大学校生をはじめとした、若者就業希望者にとって「夢」のある職場づくりに取り組むこと。

- (4) 「戦略的資源」として信州の木を活かし、「品・質・量」の優位性が発揮されるような総合型施策を構築し、次の世代に引き継がれるような林務行政を推進すること。

- (5) 野生鳥獣対策を促進するため、有害鳥獣捕獲従事者の狩猟免許の取得更新手続きの簡素化や経費負担軽減対策を講じ、担い手確保に取り組むこと。捕獲に対する助成金の拡充にも積極的に取り組むこと。

また、猟銃の適正な取扱いの習得や技術の向上が図られるよう、若年狩猟従事者の育成や県営射撃場等の整備に取り組むこと。

- (6) 被害が深刻化し県民要望が強い野生鳥獣被害対策について、農政部と連携し予算の増額を行うこと。

- (7) 野生動物に寄生するヤマビル、その他の寄生虫について調査を進め、人体や農作物等への害が及ばないよう拡散防止に努めること。

- (8) ジビエや鳥獣魚肉、角、皮の有効活用について、処理加工施設の設置や具体的支援、PRなどに連携して取り組むこと。

(9)「信州 山の日」については、「山に感謝し、山の恵みを将来にわたり持続的に享受していくために、山を守り育てながら活かしていく機運醸成の機会」として、市町村・企業・県民等と連携した取組を推進し、その意義を広く周知すること。

(10)平成28年6月5日に開催される「第67回全国植樹祭」においては、森林についての県民意識を高める絶好の機会であり、本県の特徴を活かした心に残る大会となるよう、準備を着実に進めること。

また、平成28年8月11日に松本市上高地で開催される国民の祝日「山の日」の記念全国大会の成功に向け、松本市等と協力して取り組むとともに、「信州の山」の魅力や価値を国内外に広く発信すること。

## 5 危機管理建設委員会

### (危機管理部)

(1)南海トラフ巨大地震などにおける最悪の事態を想定した災害対策を部局横断的に講じ、市町村とも連携しながらインフラ、医療、福祉、農業などに関する被害防止並びに軽減化を図ること。

(2)県内全域において地震や土石流など自然災害発生時の対応システムを充実させ、併せて耐震診断や防災システムの整備を行うとともに地域防災計画の根本的見直しを早急に行うこと。

(3)御嶽山など県内の活火山が今後、その活動を活発化する恐れがあることから、各活火山の監視体制の強化と避難シェルターや退避舎施設の整備、建設を早急に行うこと。

(4)活火山への登山規制等について、より実効性のある火山防災体制を国と共に早急に構築すること。

(5)緊急時の人命救出や避難・救護活動に威力を発揮するのは地域の「絆」であることから、建設業を中心とする災害防止支援協会などとともに、地域の危機管理体制（住民自治）を尊重した協働の取組を行うこと。

(6)災害時における障害者や高齢者など社会的弱者への警報システムの整備及び避難・救護体制を整備し、初動対応に万全を期すこと。

(7)消防団が防災に果たす役割は絶大であり、守らなければならない地域力である。「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」のうえに実効ある内容の優遇策を検討し、団員確保に苦悩する各団に対して強力に支援すること。

また、女性も消防団員として活躍しやすい時代を迎える中、ともに地域住民の生命や財産を守ることの重要性を啓発し、女性の入団しやすい環境を整えること。

- (8) 原子力発電の安全確保と脱原発について、国や関係機関に働きかけること。  
また、隣接県との連絡・相互応援など連携体制を構築すること。
- (9) 原発被災地から本県へ避難されている方々のニーズを把握し、引き続き支援を行うこと。

## **(建設部)**

- (1) 今後、豪雨により各地で土石流が発生する確率が高まっているので、危険地域の見直しと砂防ダム建設等の対策を講ずること。
- (2) 除雪対策等について、大雪などの気象情報にも対応できるよう、万全な対策を講じておくこと。
- (3) 道路・河川等の維持修繕は、県民生活にとって必要不可欠であることから、県民要望に対応できる十分な予算措置を講じること。
- (4) 舗装、トンネルなど施設ごとの長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕等を実施すること。
- (5) 県内水系全体の整備計画を推進すること。千曲川においては、安心・安全対策を推進するため、無堤地区の解消と完成堤防化、立ヶ花の狭窄部の拡幅を引き続き国に働きかけをすること。  
また、県管理区間における北信圏域河川整備計画を着実に推進すること。さらに、千曲川及び天竜川における中抜け区間の直轄編入を早急に実現すること。
- (6) 中部横断自動車道（八千穂～長坂間）の早期事業化、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道の整備促進と上信越自動車道の四車線化に積極的に取り組むこと。
- (7) 松本糸魚川連絡道路については、地域住民との十分な話し合いのうえ整備の早期実現を図ること。  
また、上信道及び東信と中南信を結ぶ地域高規格道路の整備促進を図ること。
- (8) 諏訪湖のヒシの除去対策、貧酸素対策に強力な取り組みを行うこと。
- (9) 県管理河川の河道内浚渫及び河川内雑木の除去を推進し、災害に強い県土づくりを図ること。
- (10) 国道・県道・市町村道等の生活関連道路や緊急輸送路の整備促進と、通学路などの交通安全対策の推進を図ること。
- (11) 中南信と東北信等を結ぶ県内の重要な幹線である国道142・143・152・153・254・256・299・403号は、交通量も多く、沿線に医療機関などが多く設置されている。物流の面の改善、県民の安心・安全のため、また松本空港利用促進さ

らにはリニア開通に備えて早急に整備を行うこと。

- (12) 伊那谷と諏訪地域を結ぶ幹線道路をはじめとし、県内で渋滞している幹線道路については、整備促進を図ること。  
また、右折レーン設置により慢性的渋滞の早期解消を図ること。
- (13) 県有施設の耐震化を着実にを行い、安全性の向上を図ること。
- (14) 老朽化した県営住宅の計画的な改築を行うこと。また、住宅生活者の健全な生活を守るとともに、社会的弱者に対する住宅政策を推進すること。
- (15) 県営住宅の改築にあたっては、引き続きバリアフリー化を推進するとともに、市町村の福祉サービス施設やNPO、民間事業者が参入できる共有スペースの確保に配慮すること。
- (16) 老朽化した県営住宅の修繕要望に対処できる予算を十分確保するとともに、住環境の整備をさらに促進すること。
- (17) 神社仏閣などの、古来より伝わる建築工法には優れた耐震性がある。さらに木目は美しく、町並みの美しさや住まう人の健やかなる生活に対しても寄与するものである。よって、その啓発と普及を図るとともに、伝統工法の習得を目指す若き職人に対する支援に取り組むこと。
- (18) 「ふるさと信州・環（わ）の住まい助成金」及び「信州型住宅リフォーム助成金」制度については絶えず見直しを行い、進化させること。
- (19) 県有の排水ポンプ車をさらに増車し、安全対策を図ること。
- (20) 有料道路の県内利用者等への優遇措置をさらに改善すること。
- (21) 空き家対策は、関係団体などと連携して空き家の所有者からの問い合わせにはきめ細かい対応が出来るよう取り組むこと。  
また、市街地の活性化のためにも、「空き家」の利活用を着実に推進すること。
- (22) 建設工事で使用する土木用材については、県産材を積極的に活用すること。
- (23) 冬期閉鎖となる国道・県道の通年通行ができるよう整備すること。
- (24) 通学路には極力、歩道を設置し、道路建設においては歩道と自転車レーンを明確に分ける設計を推奨し、推進すること。
- (25) 景観の改善、歴史的・伝統的な町並みの復活、防災性向上のため、電線の地中化の事業を促進すること。

## 6 文教企業委員会

### (教育委員会)

#### 【義務教育関係】

- (1) 学校組織のマネジメントの改善を図るとともに、的確な研修制度を確立するため、長野県教員研修体系を常に検証するとともに、平成26年度から新設されたキャリアアップ研修事業等を活用し、更なる教員の資質向上を図ること。
- (2) 不登校対策に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を行うこと。
- (3) 信州型コミュニティスクール等の保護者や地域住民が参画する学校運営を更に進め、コーディネーター養成をはじめ、人材育成を推進すること。
- (4) 「長野県いじめ防止対策推進条例」の周知に努めるとともに、いじめに悩む児童生徒や保護者を支援して「いじめを見逃さない長野県」を目指し、いじめ撲滅に向け積極的に取り組むこと。
- (5) 全国学力・学習状況調査をはじめとする各種データを分析して課題を精査し、授業の質の向上を図り、信州教育の名に恥じない学力の向上策に取り組むこと。
- (6) スマートフォン等の使用時間と学力に因果関係があることから、適切な使用方法を指導するとともに、情報化教育（ICT）などを通じて、情報を批判的に読み解き、伝える力（メディアリテラシー）を養うこと。
- (7) 保護者からの要望が多い「放課後子どもプラン」に対し積極的な予算措置を行うこと。
- (8) 免許教科外の教科担任許可数のさらなる減少に努めるとともに、専門科目や図書館司書の役割の重要性に鑑み、小規模校への専科教員・図書館司書の配置に積極的に取り組むこと。
- (9) 学校給食における地場産物及び地場食材の利用を増加させ「おいしい信州ふード」の啓発をはじめ、信州らしい食育を推進すること。食物アレルギー対策にもきめ細かく対応すること。
- (10) 児童生徒の体力・運動能力の向上策、オリンピック育成支援に取り組むこと。
- (11) 自殺防止対策として、「命の大切さ」を児童・生徒に普及させること。
- (12) 県立こども病院院内学級の教員の増員を図ること。

- (13) 少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援の方策については、今後児童生徒が減少していくものの学校の統廃合が難しい地域もあることから、市町村と連携し支援のモデル事業を行うなど踏み込んだ取り組みを進めること。
- (14) 所得格差が教育の格差につながらないような施策を実施するとともに、就学援助を受ける児童生徒の増加に適切な対応をとること。
- (15) 部活動に与える少子化の影響を考慮して、地域スポーツクラブ等との連携など、スポーツ活動の「機会の確保」に努めること。
- (16) 依然として多い長期欠席者への対応を早期に行い、不登校につながらないように努めること。
- (17) 義務教育において「多様な学びの場」を確保するために、中学校に設置されていない、発達障害に対応した通級指導教室を設置すること。

### 【高校教育関係】

- (1) 第2期高校再編計画の策定にあたっては、第1期高校再編計画の総括を行うとともに、地域の声に耳を傾け、第2期高校再編が単なる数合わせにならないように取り組むこと。
- (2) 高等学校施設の耐震化が進んでいないことを踏まえ、耐震化に向けた年次計画を作成するとともに、高等学校現場における施設改修を進めること。
- (3) 専門高等学校等の設備・機器については、老朽化したものの更新とともに、時代に合った設備・機器の導入を積極的に行うこと。
- (4) 専門高等学校ではインターンシップ（デュアルシステム）等を活用して、更なる就職率の向上に努めること。
- (5) 投票年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、適正な主権者教育をすすめること。

### 【特別支援教育関係】

- (1) 養護学校の教員の増員、校舎改修、高等部急増の対策、相談員増員に的確に対処すること。平成26年度に設置された特別支援学校連携協議会と連携を図り、狭小感のある校用地の改善、危機管理対策、スクールバスの利便性向上、高等部卒業生の就職・自立支援等の課題解決に積極的に取り組むこと。
- (2) 県養護学校の医療的ケアの必要な重度な児童の増大に適切に対応するため、看護師の増員に取り組むこと。
- (3) 養護学校寄宿舎に冷暖房設備を設置するとともに、職員体制の充実を図ること。

- (4) 発達障害児相談員の常勤化を図るとともに、特別な支援を要する子どもたちの中学校卒業時の進路について、中高連携の促進、情報の提供等を充実させること。
- (5) 5年計画で自立活動担当教員の不足を是正しているが、計画どおりに進んでも法定数に達しないことから、早期に次期計画を策定して、法定数不足を解消すること。
- (6) 人口減少が続いているにも関わらず養護学校が過密化していることや、養護学校卒業後の自立を支援するために、高等部に特化した養護高等学校を新設して、養護学校の過密化解消につとめること。

## 【その他】

- (1) 国内開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックや、ラグビーワールドカップの開催を控え、トレーニング地に選ばれるような施設整備を進めるとともに、施設の新設にあたっては、地域バランスに配慮すること。
- (2) 世界に通用するトップアスリート等の育成につとめるとともに、高地トレーニング環境の整備を進め、地域医療と連携した健康増進及び健康づくりの促進と県民のスポーツ振興を図ること。また、広く国内外に発信すること。
- (3) 子どもを性被害から守るための性教育を積極的に行うとともに、あらゆる差別を許さない人権教育を推進すること。
- (4) 平成29年冬季国体の開催を控え、選手強化・施設整備に取り組むとともに、観光部と連携して、長野県のPRにつとめること。
- (5) 文化財保護予算の拡充を図ること。また、国指定文化財に対する県の補助率を引き上げること。

## (企業局)

- (1) 電気事業のさらなる充実、健全な運営のため、設備の更新、自然エネルギーの一層の推進に向け、中長期の計画を立てること。
- (2) 地方公営企業の予算及び決算に導入されている「新会計制度」については、表記が大幅に変更されたため、県民に対して丁寧に説明し、周知を図ること。
- (3) 現在策定中の「長野県公営企業経営戦略」においては、電力の売電方法など、更なる健全経営を目指した経営計画を立てること。